



目黒区議会議員 ジャーナリスト・目黒区行政監視団代表

須藤 甚一郎

す どう じん いち ろう

目黒区の問題
がよくわかる 政務活動レポート

最新YouTube版 須藤甚一郎「ウィークリーニュース」(804号)は、憲法違反の小学校長交際費の特集です。ご覧ください!QRコードですぐ見られます。

<http://home.f04.itscom.net/sudo-j>

ホームページでYouTube版「ウィークリーニュース」の動画が見られます。

スマホ、携帯電話で「ウィークリーニュース」が見られます



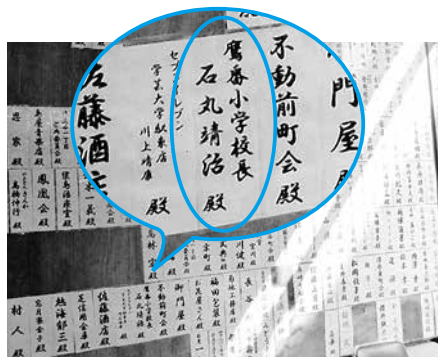
区民と共に闘う無所属! 須藤甚一郎



青木英二区長は、
小学校長に毎年、
区長交際費を支給



憲法の政教分離原則を無視する
尾崎富雄教育長



目黒区民・宮内実太郎さんが、撮影した
鷹番小学校長が碑文谷八幡の祭礼に
3千円奉納した証拠だ



なぜ、地裁・高裁・最高裁までがそろって棄却したのか?
憲法20条89条違反! 政教分離の原則に違反明らかなのに!
目黒区立小学校長29人! 神社仏閣へ交際費50万円も支出した!

まったくおかしいぞ!
憲法20条、89条違反が損害補填で最高裁も棄却!

私、須藤甚一郎は平成30年7月25日付で、目黒区立小学校長ら合計29人が、交際費の使途基準を無視して、総額50万円も神社仏閣に支出した。明らかに憲法20条、89条に違反であり、憲法で規定する「政教分離の原則」に違反するので、最高裁に上告理由書を提出した。

そこで私は、憲法違反の住民訴訟を提起した。しかし、東京地裁、東京高裁、では公金を神社仏閣に支出してはいけないのに、すれも棄却されたのである。

しかし、住民訴訟は、本来は、賠償請求だけが主たる目的ではなく、地方公共団体の財政上の違法を是正・防止することが目的である。したがって、地方公共団体の財務会計行為が、最終的には損害が補填された場合でも、財務会計行為が違法であれば、これを明らかにすることも住民訴訟の目的とすべきである。

繰り返しになるが、判例のつぎの部分は重大な判断である。損害が填補された本件にもあてはまり、損害がないとしても、賠償請求だけが目的ではない。

判例は続けて述べる。「しかし、住民訴訟は、本来は、賠償請求だけが主たる目的ではなく、地方公共団体の財政上の違法を是正・防止することが目的である。したがって、地方公共団体の財務会計行為が、最終的には損害が補填された場合でも、財務会計行為が違法であれば、これを明らかにすることも住民訴訟の目的とすべきである。損害がないとして、その判断を行わないのは、財務会計行為が違法かどうかの判断をうやむやにし、再び同じ事が行われるおそれがある。これは住民訴訟の意義に反する。普通の民事訴訟とは違うと解すべきである。」

「損害がないとして、その判断を行わないのは、財務会計行為が違法かどうかの判断をうやむやにし、再び同じ事が行われるおそれがある。これは住民訴訟の意義に反する。普通の民事訴訟とは違うと解すべきである。」

この観点からすれば、違法な財務会計行為によって生じた損害が補填されて消滅しても、審理と裁判所の判断の順序としては、損害論から入るのではなく、違法性、故意過失、損害の順で判断することが住民訴訟制度の趣旨に合致するものである。」

さらに「損害がないとして、その判断を行わないのは、財務会計行為が違法かどうかの判断をうやむやにし、再び同じ事が行われるおそれがある。これは住民訴訟の意義に反する。普通の民事訴訟とは違うと解すべきである。」



まさに、このとおりである。

しかし、目黒立小の29人の校長らは、禁止されている神社仏閣への交際費約50万円を支出したのに、地裁、高裁、最高裁のいずれもが、目黒区の幹部職員によって、神社仏閣で支出した金員はすでに補填されているとして、損害がないとして、棄却にしてしまったのである。政教分離の原則に違反することも、財務会計行為違法か否かも、うやむやにしてしまったのである。

目黒区教育委員会の次長や何人もの課長ら5名が、共同して校長ら神社仏閣へ支出した金額を補填したのである。つまり、目黒区は損害が補填されて、法律上請求棄却になるというわけである。

しかし、そんなことをしても、29人の校長らが支出した公金による交際費は、支出されたままであり、公金が補填されたわけではない。

昭和53年3月30日のつぎの最高裁判例があるので、それを引用した。

「最高裁昭和53年3月30日の判例(民集32巻2号485頁)は、直接には提訴手数料に関するものであるが、住民訴訟の意義について次のように判示している基本的な判例である。

「住民訴訟はいわゆる4号請求の場合不法行為損害賠償請求訴訟なり不当利得返還請求訴訟の形式をとるから、損害が補填された場合には、それだけで請求棄却になる。

須藤:違法な寺社仏閣への支出やめよ!

私が平成30年(行サ)第89号で引用した「最高裁昭和53年3月30日の判例は、極めて厳しく正しい判決である。

たとえば、「しかし、住民訴訟は、本来は、賠償請求だけが主たる目的ではなく、地方公共団体の財政上の違法を是正・防止することが目的である。したがって、地方公共団体の財務会計行為が、最終的には損害が補填された場合でも、財務会計行為が違法であれば、これを明らかにすることも住民訴訟の目的とすべきである。」

教育委員会は傷害容疑の父親に萎縮! 小学四年栗原心愛(みあ)さん(10)自宅浴室で死亡

「お父さんにぼう力を受けています。 先生、どうにかできませんか」

女児のSOS、筒抜け 野田市教委「父親の威圧的態度に萎縮」

先生、どうにかできませんか。千葉県野田市の小学四年栗原心愛(みあ)さん(10)が自宅浴室で死亡した事件で、心愛さんがいじめに関する学校アンケートにつづったSOSは、父親の勇一郎容疑者(41)=傷害容疑で逮捕=に筒抜けになっていた。父親の威圧的な態度に萎縮したという野田市教育委員会。幼い命を守る意識の欠如が改めて浮き彫りになった。

市教委によると、心愛さんは二〇一七年十一月六日、当時通っていた、死亡時とは別の市内の小学校が実施したいじめ調査アンケートで、「お父さんからぼう力を受けています」などと訴えた。

学校から通報を受けた県柏児童相談所は翌日、父親からの虐待の疑いがあるとして、心愛さんを一時保護。その後、「市や親族らのサポートを得られる見込みになった」として、保護を解除した。

勇一郎容疑者は解除後の一八年一月十二日、妻と学校を訪れ、「一時保護が解除されたのは暴力がない証拠」「名誉毀損(きそん)で訴訟を起こす」と大声を出すなどして抗議。心愛さんのアンケートの回答を見せるよう強く要求した。

対応した校長や市教委職員はいったんは拒否。しかし、勇一郎容疑者らは三日

後、「アンケートを両親に見せていい」との内容を心愛さんが手書きで記したとする同意書を市教委に示し、改めて開示を要求。「娘が書いた」との母親の説明を信じ、心愛さんに直接確認しないまま、市教委指導課の矢部雅彦課長らがコピーを渡した。

心愛さんは一八年一月十八日に市内の別の小学校に転校し、その後は学校のアンケートに虐待について記入することはなかった。

同課は勇一郎容疑者にアンケートのコピーを渡したことを市上層部や柏児相に報告しておらず、周知したのは一月二十四日に心愛さんの遺体が発見された後だった。

野田市は三十一日、市情報公開条例に違反するとして、関係者の処分を検討するとした。

佐藤裕(ひろし)教育長は「子どもを守り切れず、申し訳ない。今後はアンケートの取り扱いを十分に注意し、子どもたちの声を聞いていきたい」と話した。

“うのみ”柏相 会見で謝罪 鬼父 心愛さんとうそ書面書かせていた

母「事件数日前から娘に食事を与えていないことがあった」

心愛さんへの傷害容疑で逮捕された母なぎさ容疑者(31)が「事件数日前から、夫から言われて娘に食事を与えないことがあった」と逮捕前の任意聴取前に話していたことが5日、捜査関係者への取材で分かった。司法解剖の結果、心愛さんの胃に内容物はほぼなく、県警は十分に食事を与えられていなかった疑いがあるとみている。また、なぎさ渚容疑者が逮捕後「夫に言われ、今年に

入ってから娘を外出させなかった」と供述していることも判明した。心愛さんは始業式のあった1月7日から学校を欠席。実際は心愛さんと自宅にいたのに、勇一郎容疑者が学校に「娘は沖縄にいる」と、うその欠席連絡をするのを容認していた。県警は、暴行の発覚を逃れようとした疑いがあるとみて、経緯を調べている。

「虐待と捉える必要があった」

千葉県野田市立4年の栗原心愛さん(10)が自宅浴室で死亡した事件で、同県柏児童相談所は5日、2017年の一時保護解除が、父勇一郎容疑者(41)=傷害容疑で逮捕=が心愛さんに「父親からの暴力はうそ」などと書かせた書面を提示していたと明らかにした。その後、心愛さんを自宅に戻すことを決定。後日、心愛さんから「父に書かされた」と聞いたが、特

に対応しなかった。柏児相の二瓶一嗣所長は県庁で会見。「子どもの命を守る役割がある。本当に申し訳ない」などと謝罪した。書面を書かされた行為について「虐待と捉える必要があった。(心愛さんは)つらかったと思う」と語った。

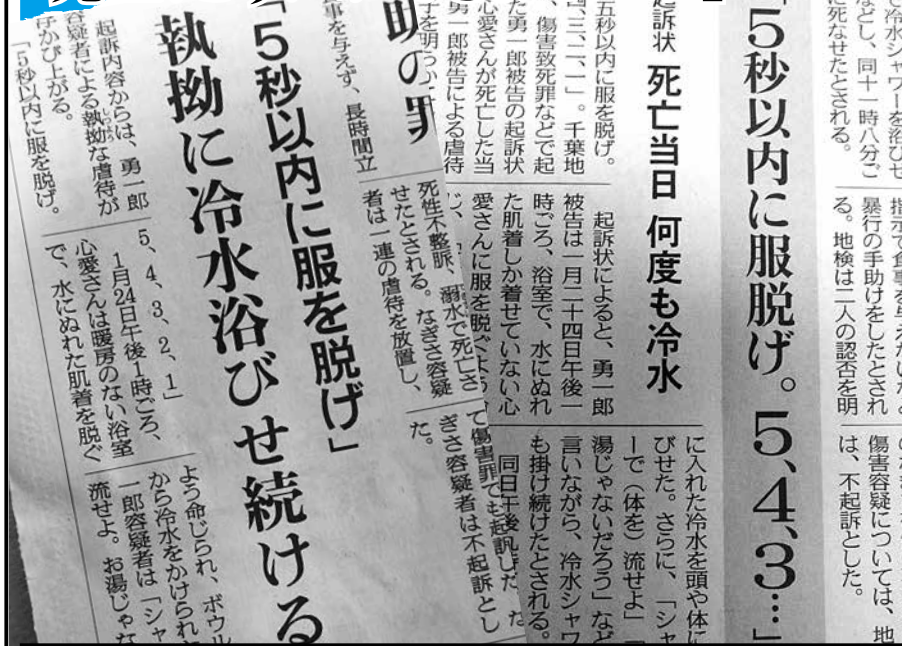
「娘の無断入室 夫が立腹」 野田・小4死亡 泣く女児の動画

千葉県野田市の小学4年栗原心愛さん(10)が自宅浴室でしば鬱し、傷害容疑で両親が逮捕された事件で、母なぎさ容疑者(31)が事件当日の父勇一郎容疑者(41)の行動を巡り「廊下に立たされていた娘が無断で部屋に入ったことに腹を立て、再び廊下に連れ出し、浴室に連れて行った」という趣旨の供述をしていることが9日、捜査関係者への取材で分かった。

なぎさ容疑者は夫婦の力関係について

「自分は支配下にあった」と供述。また、事件以前に、心愛さんが泣いている様子や立たされている姿お撮影した動画が勇一郎容疑者の記録媒体から見つかったことも新たに判明した。

一月中旬にスマートフォンで撮影されたと思われる心愛さんの体にあざのような痕があるのも写っており、県警は解析を進めている。



学校「秘密守ります」 「お父さんにぼう力を受けています。」

野田市教委 死亡女児回答、父に渡す

千葉県野田市の小学四年栗原心愛(みあ)さん(10)が自宅浴室で死亡した事件で、心愛さんが二〇一七年十一月、いじめに関する学校アンケートの自由記述で「お父さんにぼう力を受けています。先生、どうにかできませんか」と回答し、助けを求めていることが、野田市教育委員会などへの取材で分かった。

学校は「ひみつをまもりましますので、しょうじきにこたえてください」とアンケートを実施していたが、市教委は心愛さんの回

答のコピーを一八年一月、父親の勇一郎容疑者(41)=傷害容疑で逮捕=に渡していた。

市教委の担当者は「威圧的で執拗(しつよう)な態度に萎縮し、恐怖心から渡してしまった」と釈明した。

野田市の鈴木有市長と市教委は三十一日記者会見し、市教委職員が心愛さんの回答内容を口頭で読み上げた。アンケートは、心愛さんが当時通っていた小学校が一七年十一月六日に実施。いじめを受けているかとの問いに「はい」を選び、相手をかぞくとしていた。

温厚・威圧的 二つの顔 小4死亡事件 容疑の父親

千葉県野田市の小学4年生、栗原心愛さん(10)が自宅で亡くなった事件。傷害容疑で逮捕された父親の勇一郎容疑者(41)は職場の友人から「穏やか」とみられていた。ただ、虐待を疑う学校や行政には威圧的な態度をみせていた。

友人らによると、勇一郎容疑者は2011年、那覇空港の店で働いていた。元同僚は「愛想が良かった」。16年9月には沖縄の観光振興を担う財団法人に就職。17年8月千葉への転居を機に退職したが、昨年4月に同法人の東京事務所の嘱託職員に。家族の話も頻繁にし、同僚は家族仲が良いと思ってい

たという。

関係者によると、心愛さんが最後に通った野田市立二ツ塚小は勇一郎容疑者の母校。「腰が低くて丁寧な」保護者だったという。

一方、妻子や親族、虐待を疑う学校や教育委員会には別の顔を見せた。沖縄県にいた08年ごろ、母親のなぎさ容疑者(31)=傷害容疑で逮捕=と結婚。心愛さんに恵まれたが約2年で離婚した。なぎさ容疑者は事件後、「言葉の暴力」があったと友人に告白している。

両容疑者は17年に再婚。6月に次女(1)が生まれると、なぎさ容疑者の親族との不仲が顕在化した。

顔に水 執拗にかけた疑い 千葉・小4女児 肺から水検出

千葉県野田市の小学4年、栗原心愛さん(10)が自宅で死亡し、両親が傷害容疑で逮捕された事件で、父親の勇一郎容疑者(41)が心愛さんを強くつかむなどしながら、執拗に顔に水をかけた疑いがあることが9日、捜査関係者への取材でわかった。心愛さんは首周辺の皮膚が広い範囲で赤っぽく変色し、肺から微量の水が検出されたという。

(新聞各紙が報道した記事を紹介しましょう)

心愛さんは1月24日午後11時過ぎ、勇一郎容疑者からの通報で駆けつけた救急隊員が浴室で見つけ、死亡が確認された。捜査関係者によると、心愛さんは普段着姿で、服は水がしたたり落ちるほどぬれており、顔の一部で死後硬直が始まっていた。死因は不明だが、首や首の下辺りの皮膚が広い範囲で、つかまれたりひつかれたりしたように、赤っぽく変色していた。



花柳幻舟さんとは、40年以上の知り合いであった。花柳流家元を襲撃したり、天皇の即位のパレードに爆竹を投げて逮捕されたこともあった。群馬県のめがね橋からの転落死は自殺か事故死かは不明である。



自由が丘の一等地が遺贈で目黒区の土地になる！



目黒区自由が丘の一等地約3600㎡(1,200坪)が目黒区に遺贈されるのか？

平岩米吉さん (遺贈(いそう)とは、遺言によって財産を与えること) 遺贈の対象になっているのは、自由が丘に住んでいた犬、狼(おおかみ)などに詳しい動物学者の故・平岩米吉さん(1898～1986)の土地、建物、書籍などだ。米吉さんの死後、娘の平岩由伎さんが相続した。東京都に遺贈を申し出たが、拒否され、目黒区に回ってきたがやはり、目黒区も遺贈を放棄した。

米吉さんのあと、相続した由伎さんも亡くなり、そのあとを相続した者がいるという。そして、さびしかった遺贈の条件もゆるくなり、放棄する理由もないのに、なぜ目黒区は放棄したのか。おかしい話だ。目黒の最高決定会議も遺贈受けない理由を説明せよと立場だ。

立川談志さんの墓は本郷東大農学部のとりの寺にある。「立川雲黒斎家元勝手居士(たてかわうんこくさいかてこじ)」と読む。さすが談志さん、ユーモアたっぷりの戒名である。

さいたま市の女性(78)が、憲法9条を詠んだ俳句「梅雨空に『九条を守れ』の女性デモ」と詠んだ。しかし、さいたま市の公民館は「公平性、中立性を害する」として掲載拒否。最高裁は女性と市双方に上告退けた。



目黒区議会議員(無所属)ジャーナリスト

須藤 甚一郎

(すどうじんいちろう)

1967年以来、ジャーナリスト(雑誌記者、専門学校ジャーナリスト講師、夕刊紙編集員、テレビポスター、コメンテーター)として49年間活動。現在も週刊誌にコラム連載。政治、司法、医学、災害、事件から芸能ニュースまで取材範囲は幅広い。著書に「まっ黒長屋の物語」(三一書房)ほか多数。

平成11年4月 目黒区議選に初当選

平成15年4月 2期目区議選に3040票(1位)

平成19年4月 3期目区議選に4898票(1位)

平成23年4月 4期目区議選に3986票(1位)

平成27年4月 5期目区議選に4303票(1位)

無所属議員として、目黒区行政の不正、疑惑、税金のムダ遣いなどを徹底的に追及しつづけている。住民監査請求、住民訴訟、行政訴訟などの法的手段を使って、目黒区の行政チェックをやっ

ている。

こうした住民訴訟を提起してきた！

これまで、目黒区旧区役所・公会堂を随意契約で最高購入価格より39億円も安く売却したため、当時の区長の損害賠償を求め住民訴訟を提起した。他にも青木区長が、公務で新年会132回出席、115万円余を支出した事実、めぐろキャンパス内のレストラン「シェ松尾」の改修工事で、青木区長が公費470万円余を支出した事実。青木区長は「目黒区を楽しむ本」の制作、発行に1500万円支出したが、売上金2200万円余の金額が出版社の収入になった事実。子ども手当の目黒区負担分5億1800万円余の公金支出を差し止める住民訴訟を提起。

旧区役所売却に係る住民訴訟で、私は政務調査のための訴訟なので政務調査費の一部(135,725円)を訴訟関係の費用に充てた。

ところが、青木区長は平成19年、政務調査費の使途基準に反するとする違法な監査委員の勧告を受け、私に返還命令処分をした。そこで、

平成20年2月に、私は青木区長を被告にして、処分取消訴訟を提起。同年11月に、東京地裁で勝訴。

平成21年9月には、東京高裁でも勝訴した。平成25年1月25日、最高裁での判決があり、処分した135,725円のうち107,375円は違法であり、処分取消で勝訴。

平成26年 区有施設見直し方針に関し住民訴訟。安倍総理「集団的自衛権行使の閣議決定は違憲」の行政訴訟提起。

平成28年5月 JR跡地(旧国鉄)住民訴訟 早稲田大学第2政治経済学部政治学科卒業 昭和14年(1939年)東京生まれ

発行日：平成31年3月15日

〒152-0034

東京都目黒区緑が丘1-11-3

電話：03-3723-8167

FAX：03-3717-6223

発行人：須藤 甚一郎